

## 介護予防・日常生活支援総合事業費にかかる 債権譲渡通知等の譲渡債権の表示について

平成 27 年 4 月制度改正にて介護予防・日常生活支援総合事業費（以下「総合事業費」という。）の制度が発足し、2 年間の猶予期間を経て平成 29 年 4 月サービス提供分からすべての市町村にて総合事業費の費用が生じることになります。

これらを鑑み、当該サービス事業所等が総合事業費のサービスを実施している場合、当該月分の支払金額全額を譲渡する場合は、債権譲渡通知の「譲渡債権の表示」欄に下記の文言が必要となりますのでご注意ください。

### 1 平成 27 年 6 月以降に本会へ提出する債権差押・譲渡通知書

通知書中の債権の表示欄を次のとおりとします。

（譲渡債権の表示）

一切の介護報酬等債権（介護保険法に基づく介護給付費等

**及び介護予防・**

**日常生活支援総合事業費（公費負担を含む）**）

### 2 平成 27 年 5 月末までに本会で受理した債権差押・譲渡通知書

通知書には「総合事業費」の文言はありませんが、該当介護サービス事業所等にかかる総合事業費も含め債権譲渡の処理を行います。

よって、「総合事業費」の文言を記載した通知書を再提出する必要はありません。